

災害時における被災者支援のための行政書士業務についての協定書

安中市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について安中市（以下「甲」という。）と群馬県行政書士会安中支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、甲の要請に基づいて乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、災害発生時に行政書士業務の必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な範囲においてこれを受諾するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の3に定める相談業務とする。

（要請手続等）

第4条 第2条第1項の要請は、別添の災害発生時協力要請書（以下この項において「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により要請する暇がないときは、電話又はファクシミリで要請し、その後すみやかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その行った措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、相互に担当者を定め、業務に支障をきたすことのないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（必要経費の負担）

第5条 第3条の行政書士業務の実施に要した費用（人件費及び物件費）は、乙が負担するものとする。

（業務に要する費用負担）

第6条 第3条の行政書士業務は、無料とし、相談者（被災者）は負担を負わないものとする

（補償）

第7条 第3条の行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、乙が負担するものとし、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年6月23日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市長

乙 群馬県安中市大竹776番地
群馬県行政書士会安中支部
支部長